

令和6年度 岐阜市福祉援護の手引き 障がい者の明日のために

これは福祉援護の手引き「障がい者の明日のために」で説明している視覚障がいのある方への制度の抜粋です。他にも制度がありますので、詳しくは障がい福祉課まで問い合わせてください。電話は 058-214-2138 です。なお Uni-Voice コードは各ページについています。

また、申請内容によってはマイナンバーの提示をお願いしているものがあります。詳細な持ち物等は各制度の問い合わせ先へお尋ねください。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法、障害者総合支援法による援護や各種サービスを受けるために交付されるものです。

居住地や名前を変更した時は手帳をもって手続きをしてください。手帳を紛失破損、汚損したとき、障がいの程度が変わったとき若しくは手帳交付の対象となった障がい以外に新たに定める程度の障がいが生じたときも手続きが必要となります。申請及び問い合わせ先は障がい福祉課給付係で、電話は 058-214-2135 です。

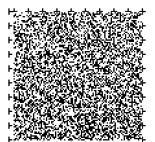
日常生活の援助

1 日常生活用具費の支給

日常生活用具は、自動消火器、ガス漏れ警報器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、音声標識ガイド装置、音声炊飯ジャー、音声 IC タグレコーダー、障害物感知センサー、色彩音声案内装置、電子白杖、視覚障害者用体温計、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、パーソナルコンピューター、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、ワンセグラジオ、視覚障害者用音声・拡大読書器、視覚障害者用時計、福祉電話、点字図書、点字電子手帳、暗所視支援眼鏡があります。品目によって障害等級、年齢、生活環境等で支給要件が異なります。用具の制限、支給要件、自己負担がありますので、購入する前に問い合わせてください。

問い合わせ 障がい福祉課給付係 電話 058-214-2135

右のマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用アプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。



2 補装具費の支給

補装具は、矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡、視覚障害者安全つえ、義眼などがあります。補装具の購入・修理・借受の費用を支給します。支給要件、自己負担がありますので、購入・修理・借受をする前に障がい福祉課給付係まで申請してください。電話は 058-214-2135 です。

3 補助犬飼育費助成事業

就労等社会活動への参加、日常生活の利便を図るため盲導犬等を利用する方に対し、飼育のために必要な経費の一部を助成します。申請窓口は、障がい福祉課給付係です。電話は 058-214-2135 です。

4 避難行動要支援者名簿への登録

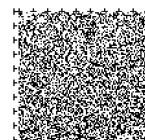
災害が発生し又は災害が発生するおそれのある場合に、自ら又は家族の支援だけでは迅速かつ円滑に避難することが困難な在宅の方で、申請書を提出された方の名簿を作成しています。名簿の情報は平常時から自治会等に提供され、災害時の避難支援や安否確認、日頃の見守り活動等に利用されます。問い合わせ先は防災対策課です。電話は 058-267-4763 です。

5 広報ぎふ録音版「あいメール」、広報ぎふ点字版

広報ぎふの内容を音声化した、録音版「あいメール」カセットテープ版とCD（デイジー）版を製作し、お届けします。テープ及びCDは、届いて1週間ほどで専用の封筒で返送してください。点字版は、標準サイズとLサイズを製作しています。録音版・点字版ともに、1日号と15日号の月2回発送です。費用は、送料も含めて無料です。送付を希望される方は広報広聴課に登録申請してください。電話は 058-214-2387 です。

6 点字による投票

選挙の際、点字による投票をすることができます。点字による投票を希望される方は、投票所の受付で申し出てください。問い合わせ先は選挙管理委員会事務局です。電話は 058-265-2161 です。



7 図書館資料音声化サービス

活字資料の利用が困難な方に、対面読書の実施、録音資料の貸出、対面読書のへやの貸出、録音資料再生機の館内貸出、インターネット席の音声読み上げソフトが入っている障がい者優先席の利用、点字・録音資料の代理の方への貸出を行います。申し込み及び問い合わせ先は市立図書館です。電話は 058-262-2924 です。

8 点字図書・録音図書・電子書籍・拡大書籍の製作・貸出

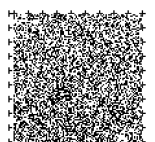
点字図書・録音図書・電子書籍・拡大書籍の製作・貸出を無料で行っています。また製作・新着図書案内を毎月、希望者に送付しています。申し込み及び問い合わせ先は社会福祉法人岐阜アソシア・視覚障害者生活情報センターぎふです。電話は 058-263-1310 です。

9 日常生活援助のための講習会及び訓練事業

中途失明者緊急生活訓練事業は、中途失明者の自立生活に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、福祉用具の使用法の訓練、点字指導及びパソコン指導を実施する事業です。歩行訓練士派遣事業は、白杖により一人で歩行できるようにするため、歩行訓練士による訓練を行う事業です。

視覚障がい女性家庭生活訓練事業は、女性を対象に、家庭における女性としての教養を高め、家庭の融和と結婚促進のため、料理、手芸、礼法等の訓練教室を開催する事業です。申し込み及び問い合わせ先は社会福祉法人岐阜アソシア・視覚障害者生活情報センターぎふです。電話は 058-263-1310 です。

視覚障がい青年等社会生活教室は、青年の方や、高齢の方を対象に、体験交流を通して社会生活に必要な知識を習得するための教室です。申し込み及び問い合わせ先は盲人ホーム白杖園内の岐阜県視覚障害者福祉協会です。電話は 058-264-4523 です。



障害福祉サービス

障害者総合支援法によるサービスは介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業があります。

介護給付は障がいにより起因する日常生活上継続的に必要な介護支援であり、ヘルパーが居宅を訪問して行う家事援助や外出時、移動に必要な情報の提供や移動の支援を行う同行援護があります。

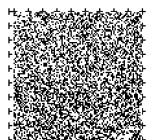
訓練等給付は障がいのある方が地域で生活するために提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援があります。

地域生活支援事業は日中一時支援や障害者デイサービスなどがあります。

サービスの利用には窓口での申請後、障害支援区分認定調査を受け、相談支援事業所にサービス等利用計画案を作成してもらう必要があります。計画案の提出後、サービスを決定し、受給者証を交付しますので、事業者と利用契約を結び、サービスを利用してください。サービスの利用料には所得に応じて利用者負担上限月額が設定されています。その他に食費等の実費負担があります。

介護保険サービスの対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

申請及び問い合わせ先は障がい福祉課支援係です。電話は 058-214-2137 です。



重度身体障害者住宅改善促進助成制度

住宅改善に必要な費用の一部を助成します。必ず事前にご相談ください。※工事は決定通知書が届いてから着工。

対象は満6歳以上65歳未満で岐阜市に1年以上住んでいて、次に該当する方です。ただし、視覚障がいの方については65歳以上でも該当する場合があります。

- 1 視覚・下肢・体幹・内部障がいの方で身体障害者手帳1級又は2級の方。
- 2 世帯の生計中心者の前年度所得税課税額が7万円以下の方。

工事は玄関・便所・浴室・洗面所・台所・階段等の整備又は改善に限り、新築は非該当です。同一家屋につき1回の助成です。助成額は70万円以内で、生計中心者の前年の所得税課税額により助成率が変わります。問い合わせ先は障がい福祉課給付係、電話は058-214-2135です。

割引及び減免

1 税金の控除及び減免等

住民税は障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者控除等があります。問い合わせ先は市民税課、電話は058-214-2063です。

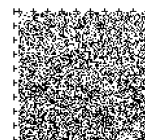
固定資産税は、新築から10年以上の住宅に、一定のバリアフリー改修工事を行うと、減額される場合があります。事前に詳細をご相談ください。問い合わせ先は資産税課、電話は058-214-2059です。

所得税は障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者控除等があります。ほかに、相続税の控除等もあります。問い合わせ先は岐阜北税務署または岐阜南税務署、電話は、岐阜北税務署が058-262-6131、岐阜南税務署が058-271-7111です。

個人事業税の減免があります。問い合わせ先は岐阜県税事務所、電話は058-214-6873です。

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免があります。自動車税、自動車取得税、軽自動車税（環境性能割）についての問い合わせ先は、岐阜県自動車税事務所、電話は058-279-3781です。

軽自動車税（種別割）については市役所税制課、電話は058-265-3908です。



2 JR線・その他私鉄等の旅客運賃の割引

身体障害者手帳等をお持ちの方を対象に、割引があります。

旅客運賃減額第1種障害者で介護付の場合、区間制限無く全線で普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、急行券が5割引になります。旅客運賃減額第2種障害者と介護者が伴わない旅客運賃減額第1種障害者は、利用区間が101km以上ある場合、普通乗車券が5割引になります。割引は、乗車券購入窓口で身体障害者手帳等を提示してください。

3 路線バス運賃の割引

路線バスを利用し、運賃を支払う際、身体障害者手帳等を提示すると、本人と介護者1名が5割引となります。定期乗車券は3割引で、12歳未満の本人の割引はありません。ICカード乗車券利用の場合には取り扱い窓口で手帳を提示して購入してください。

4 タクシー運賃の割引及び障害者タクシー利用料金助成制度

タクシー乗車の際、身体障害者手帳等を提示すると運賃が1割引となります。

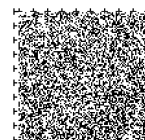
これに加えて視覚障がい1級又は2級の方等で自動車税の減免等を受けていない方に、乗車1回につき560円を差し引くチケットを、年48枚を限度として交付しています。問い合わせ先は障がい福祉課給付係です。電話は058-214-2135です。

5 NHK放送受信料の減免

NHKの受信契約者が視覚障がいの方等で世帯主の場合、受信料が半額免除されます。また、身体障がいの方等がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の世帯は、受信料が全額免除されます。市の発行した証明書をNHKに提出してください。問い合わせ先はNHK岐阜放送局で、電話は058-264-4611です。証明書申請窓口は障がい福祉課給付係です。電話は058-214-2135です。

6 NTT無料番号案内

視覚障がい1級から6級の身体障害者手帳等の交付を受けている方は、NTT番号案内が無料になります。申し込み及び問い合わせ先はNTTです。電話は0120-104174です。



7 駐車場の割引

市営の金公園地下駐車場、駅西駐車場、岐阜シティ・タワー43地下駐車場は、身体障害者手帳等を係員に提示して割引駐車券の交付を受けると料金が半額になります。割引駐車券交付場所は、金公園地下駐車場は、管理室、もしくは駐車場出口、駅西駐車場と岐阜シティ・タワー43地下駐車場は、1階管理室もしくは駐車場出口です。問い合わせ先は都市計画課です。電話は058-265-3906です。

岐阜公園大宮町駐車場は、身体障害者手帳等を係員に提示して、無料で駐車できます。問い合わせ先は公園整備課です。電話は058-214-2182です。

岐阜市庁舎駐車場は1・2階総合案内、1階守衛室で身体障害者手帳等を提示して、割引認証を受けると料金が半額になります。施設利用者は入庫後2時間まで無料です。問い合わせ先は管財課です。電話は058-265-3888です。

みんなの森 ギフメディアコスモス付属駐車場は、1階総合案内で身体障害者手帳等を提示して、専用認証機にて割引認証を受けると料金が半額になります。施設利用者は入庫後2時間まで無料です。問い合わせ先はギフメディアコスモス事業課です。電話は058-265-4101です。

いずれの駐車場も台数の制限がありますので、係員の指示に従ってください。

8 携帯電話基本使用料等の割引

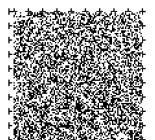
携帯電話各社で、身体障害者手帳等をお持ちの方に対し割引をしています。詳細については、各携帯電話会社にお問い合わせください。

9 航空運賃の割引

各航空会社で、割引率等の取扱いが異なりますので、各航空券販売窓口等で確認の上、身体障害者手帳等を提示して、割引を受けてください。

10 文化施設等の入場料減免

岐阜市歴史博物館、岐阜市科学館、長良川うかいミュージアム、岐阜城などの文化施設等の入場料が減免になります。身体障害者手帳等を提示して、割引を受けてください。免除内容等は各施設で確認してください。



1 1 有料道路の割引

身体障害者手帳等をお持ちの方本人が運転する場合や、旅客運賃減額第1種の手帳を所持する方が同乗し、介護者が運転する場合、有料道路の通行料金が5割引になります。割引を受けるためには、福祉事務所等で事前登録の申請が必要です。持ち物は身体障害者手帳等、自動車検査証の原本、2種の障がいのある方本人が運転する場合は運転免許証も必要です。ETC利用の場合は加えて、障がい者本人名義のETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。ただし、自動車検査証の所有者は個人名義のものに限ります。また、割賦購入等の場合は、割賦契約書が必要になります。なお、ETCカードについては、18歳未満の場合は保護者名義も可能。令和5年3月より自動車を保有してない方などでも申請が可能となりました。ご登録済みの方は、現状の手帳提示により一般レーンでレンタカーなどでもご利用可能。申請及び問い合わせ先は障がい福祉課給付係。電話は058-214-2135。

1 2 ミライロ ID

障がい者手帳情報などをスマートフォンで管理できるアプリで、障がい者手帳の画面を公共施設等で提示すると割引を受けることができます。登録方法等はミライロ ID ホームページで。

視覚障がいの方への制度の説明の概略は以上ですが、岐阜市では、視覚障がいの方が外出先などで困ったことがあった場合などに、白杖を頭上50cm程度に掲げて周囲の人にサポートを求める白杖SOSシグナルの普及啓発を図るため、平成27年3月に白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマークを制定。またその年10月には内閣府のホームページにおいてこのシンボルマークが紹介され、国や社会福祉法人日本視覚障害者団体連合とともに、普及啓発を図ることとなりました。岐阜県や岐阜市の視覚障害者福祉協会の皆様とともに、白杖SOSシグナルの普及啓発を通じて、視覚障がいの方への理解と支援の輪を広げていきます。

